

教育

令和3年2月1日より、内線番号が3ケタから4ケタへ変更となります。市民の皆さまへはお手数をおかけしますが、改めてお問い合わせをお願いいたします。

小・中学校

問 学務課 ☎892-8283

小・中学校への入学

入学通知書(はがき)を小・中学校に入学する新1年生のいる世帯へ1月上旬に送付しますので、内容を確認の上、手続きを行ってください。なお、通知書が届かない場合や入学までに転居がある場合等は教育委員会学務課までご連絡ください。

小・中学校の転校

■ 転(入)校…市外から市内の学校へ転校の場合

市民課で住民登録をする際に、前の学校が発行した「在学証明書」「教科書給与証明書」を提出し、教育委員会学務課で手続きをしてください。市内の転居による転校も同様です。

■ 転(出)校…市外の学校へ転校する場合

在学していた学校から最終日に「在学証明書」「教科書給与証明書」をもらって、転出先の教育委員会で手続きをしてください。

就学時健康診断

学校保健安全法に基づき、小学校入学前幼児の就学時健康診断を実施します。

対象者には9月頃、封書にて「就学時健康診断通知書」を送付しますのでご確認ください。

通知書が届かない場合は、教育委員会学務課までご連絡ください。

教育・援助・奨学金

就学援助制度

問 学務課 ☎892-8283

小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

■ 問合せ先

- 公立小中学校 / 各学校の事務室
- 国立、県立、私立 / 教育委員会 学務課

進学のために

問 市育英会(教育部総務課) ☎892-8280

奨学金貸与

優秀な人材で経済的理由によって修学困難な者に学資を貸与します。学資貸与の種類は、在学中に貸与する奨学金(4月募集)、入学(受験)予定に貸与する入学準備金(6月・11月募集)があります。

■ 応募資格

- ① 保護者又は、本人が3年以上継続して本市に居住していること
- ② 学業・操行ともに優秀(成績評定3.5以上)、健康であって学資の支弁が困難と認められる者
- ③ 学校教育法に定める大学、大学院、短期大学(通信制を除く)又は、同法に定める専修学校のうち修業年限2年以上の専門課程に在学している者(入学準備金については、入学予定の者)
- ④ 貸与した奨学金の返還義務を確実に履行できる者
- ⑤ 連帯保証人(2人)は、保護者及び25歳以上55歳未満で県内に住所を有する者が必要

■ 貸与額

- 奨学金 / 年額30万円～50万円
- 入学準備金 / 30万円～50万円(1度限り)

青少年のために

問 はごろも学習センター(支援係) ☎892-4732(SSWグループ・街頭指導)
☎893-5073(相談グループ)

幼児・児童生徒(市内在住の幼・小・中、18歳までの青少年及びその保護者)の抱える様々な問題(不登校・いじめ・発達・情緒・行動面に関する問題等)に対し、家庭・学校・地域及び関係機関等と連携し、相談・支援・指導等を行っています。

- 相談形態 / 電話相談・来所相談(通級相談、継続相談)・訪問相談・巡回相談
- 相談日・時間 / 月曜日～金曜日(9時～16時)
* 12時～13時・土日・祝日除く
- 街頭巡回時間 / 金・土21時半～23時半、その他の曜日(週1回)21時～23時